

令和6年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第158号 三重県総合文化センター等の指定管理者の指定について …… 1

◎ 所管事項説明

- 1 旅券の電子申請の拡充等について …… 13
- 2 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（骨子案）について …… 16
- 3 「三重県消費者施策基本計画」（中間案）について …… 20
- 4 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について …… 24
- 5 「三重県地球温暖化対策総合計画」の進捗状況について …… 27
- 6 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について  
（最終案） …… 31
- 7 各種審議会等の審議状況について …… 43

別冊1 三重県消費者施策基本計画（中間案）

別冊2 三重県地球温暖化対策総合計画の進捗状況について

別冊3 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（最終案）

令和6年12月9日  
環境生活部



# 1 議案第 158 号 三重県総合文化センター等の指定管理者の指定について

## 1 議案

議案第 158 号「三重県総合文化センター等の指定管理者の指定について」

## 2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）」、「三重県総合博物館」および「三重県立美術館」について、令和 7 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項、三重県総合博物館条例（平成 25 年三重県条例第 64 号）第 6 条第 2 項および三重県立美術館条例（昭和 57 年三重県条例第 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

## 3 対象施設

(1) 施設名称      ア 三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）  
                      イ 三重県総合博物館  
                      ウ 三重県立美術館

(2) 設置場所      ア 三重県津市一身田上津部田 1234 番地  
                      イ 三重県津市一身田上津部田 3060 番地  
                      ウ 三重県津市大谷町 11 番地

## 4 指定管理候補者の名称等

所在地      三重県津市一身田上津部田 1234 番地  
名 称      公益財団法人三重県文化振興事業団  
代表者      代表理事 伊藤 歳恭

## 5 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 6 年 8 月 2 日から 9 月 18 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地      三重県津市一身田上津部田 1234 番地  
名 称      公益財団法人三重県文化振興事業団  
代表者      代表理事 伊藤 歳恭

### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

- 委員長 豊田 長康（鈴鹿医療科学大学学長）  
委員 伊藤 正朗（弁護士）  
委員 杉谷 哲也（高田短期大学ボランティア・  
国際交流クラブアドバイザー）  
委員 錦 かよ子（作曲家）  
委員 藤枝 律子（三重県男女共同参画審議会第10～12期  
第2部会部会長）  
委員 山田 梨津子（公認会計士）  
委員 油田 晃（公募委員）

イ 審査の経過

- 令和6年7月25日 第1回選定委員会（審査基準等の決定）  
令和6年10月4日 第2回選定委員会（ヒアリング審査および最終審査）

ウ 提案内容および審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容および審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点 4,410点満点）

公益財団法人三重県文化振興事業団（評価点 3,932点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地  
名称 公益財団法人三重県文化振興事業団  
代表者 代表理事 伊藤 歳恭

カ 選定した理由

選定委員会の審査結果をふまえ、

- ・県が推進する施策をふまえ、利用者目線の現実的な計画を提案しており、これまでの実績もあることから、公益性と収益性の両面のバランスのとれた安定した経営が期待できること。
- ・管理および事業の実施にあたって、高度な専門性を有している職員が配置され、さらにこうした職員の人材育成にも努めてきていることから、経費節減も含めた効率的な施設運営や創意工夫を凝らした事業実施が期待できること。

などを評価しました。

7 期待される効果

今回選定した指定管理候補者が、県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、三重県総合文化センター等を一体的に管理運営し、これまで培ってきたノウハウやスキルを活用することで、多様なサービスを効果的・効率的に実施するなど、県民サービスの向上が期待できます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開および個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和6年12月	指定管理者の指定
令和7年3月	協定書の締結
4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容および審査の概要

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	評価点
			(公財) 三重県文化振興事業団	
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること	県では、センター、総合博物館及び美術館（以下「各施設」という。）の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより各施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。	70点 ×7人＝ 490点	<p>公益財団法人三重県文化振興事業団は、平成4年の設立以来、三重県の文化振興をミッションとして、三重県立図書館、三重県総合博物館、三重県立美術館をはじめ、県内外の多様な主体と連携・協働しながら活動に邁進してきました。平成6年から29年間にわたり三重県総合文化センターの指定管理者（受託管理期間を含む）として、「文化」のあるべき姿を基本にすえ、社会情勢や利用者のニーズ等もふまえ、不易流行を旨として積みあげてきた実績は、みなさまから高い評価をいただくとともに、これらの経験を通して培ってきたブランド力や専門性・ノウハウは、私たちのかけがえのない財産となっています。今後もこれらの財産を最大限に活かすとともに、新たな発想と持続的な改善活動を通して、県民の皆様が心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供していきます。また、三重県における文化活動の拠点となる各施設（三重県総合文化センター、三重県立図書館、三重県総合博物館、三重県立美術館）の周遊性を高め、各施設が相互に連携強化を図ることで、県民の皆様が学び、体験し交流する場となるよう取り組んでいきます。私たちは、三重県総合計画「みえ元気プラン」並びに「三重県文化振興条例」「三重県文化振興計画」をはじめとした県施策などに沿って、県民の皆様が文化にふれ親しみ、創造できる環境づくりを進め、県民の誰もが文化芸術を通じて心の豊かさを実感できるよう、次の6点を総合的な基本方針として文化振興を図っていきます。</p> <p>①県民・利用者の満足度をさらに向上させる高品質なサービス提供                  ②安全・安心を実感できる施設運営                  ③文化振興を担う専門人材の育成と三重の文化を担う次世代の育成                  ④公益性と収益性を両立した継続的・安定的な財政運営                  ⑤誰もが利用しやすい施設づくりと利用者の公平性の確保                  ⑥各施設の相互連携強化と文化活動の拠点としての機能の強化</p>	452点
①管理運営の総合的な基本方針 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか ----- 施設の特性や業務内容を理解しているか ----- 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか ----- 集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか	社会的弱者への配慮等利用者の公平・公正な利用を確保してください。			
②成果目標と自己評価	指定管理者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため成果目標を次のとおり設定します。この目標を超えることができるように努めてください。 [達成すべき成果目標] ・総合文化センター利用者数（図書館利用者を除く） 令和7年度 56.35万人（以降の年度は前年度比5千人増） ・総合文化センター来館者満足度（4段階評価で3以上） 毎年度 90% ・総合文化センター貸施設利用率 毎年度 75% ・県立美術館来館者満足度（施設維持管理部分） 毎年度 90% ・県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率 毎年度 45% ・総合博物館来館者満足度（施設維持管理部分） 毎年度 90%		[成果目標] ・総合文化センター利用者数（図書館利用者を除く） 令和7年度目標 56.35万人（以降の年度は前年度比5千人増） ・総合文化センター来館者満足度（4段階評価で3以上） 毎年度目標 90% ・総合文化センター貸施設利用率 毎年度目標 75.0% ・県立美術館来館者満足度（施設維持管理部分） 毎年度目標 90% ・美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率 毎年度目標 45.0% ・総合博物館来館者満足度（施設維持管理部分） 毎年度目標 90% (独自目標) ・総合文化センター貸施設利用者満足度（4段階評価で4） 毎年度目標 85% ・文化会館公演事業入場率 毎年度目標 80% ・文化会館事業参加者満足度（5段階評価で4以上） 毎年度目標 95% ・生涯学習センター主催事業等参加者数 令和7年度目標 18,100人（以降の年度は前年度比100人増） ・生涯学習センター事業参加者満足度（4段階評価で4） 毎年度目標 80% ・男女共同参画センター主催事業等参加者数 令和7年度目標 15,200人（以降の年度は前年度比200人増） ・男女共同参画センター事業参加者満足度（4段階評価で4） 毎年度目標 83% ・県立図書館・総合博物館・県立美術館との事業連携数 毎年度目標 6回	

	自己評価の体制及び基準は確立されているか	管理運営にあたり業務の質の向上を図るため、上記の成果目標のほか、指定管理者自ら成果目標を設定し、自己評価を行いその評価結果をその後の管理運営に反映させ、業務内容を継続的に改善してください。		私たち事業団は、国際規格ISO9001の品質マネジメントシステムを22年間にわたり運用しています。組織内ではPDCAのサイクルが既に定着しており、適切な目標設定、実施、評価、改善は、さらなるサービス改善だけでなく業務改善や危機管理における予防措置、新規事業の開発などの成果に繋がっています。PDCAを職員全員が常に意識し、普段の業務に取り組んでいます。年1回の内部監査に加えて、ISO外部審査員による外部監査の評価（毎年の評価に加え、3年に一度の登録更新の評価）を受けています。また、毎年度、品質基本方針を定め、さらにその基本方針に基づいて、各部門長が四半期ごとの経営者によるレビューを受けることにより進捗管理を行っており、未達成の目標については、適時改善活動につなげています。	
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。		私たち事業団は、三重県100%出捐の公益法人であり、あらゆる社会的責任について、地方自治体と同等の責任を担っていると考えています。県民の皆様からは「県立の文化施設」という目を向けられており、指定管理者という立場であると同時に、県施策を推進する立場にあるという意識を常に持ち、職員一人ひとりが責任ある行動をとることを徹底しています。また、たとえ職員一人の軽はずみな行動であっても社会の信用を損なう行為があれば、事業団組織としての信用失墜につながることを強く認識しております。このことから、引き続き、地方自治法をはじめとする各種の法令や社会規範、ルールなどを遵守することはもちろんのこと、事業団として定めた規程や方針等の運用を厳守し、公正かつ誠実に業務を遂行していきます。	
2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること			100点 ×7人= 700点	来館者が安心して滞在・利用できる施設の運営管理を行うためには、まず来館者の安全確保・事故防止が大前提となります。そのうえで、経験豊かな職員によるスムーズな来館対応サービスや清潔な施設の維持などを高水準に保ち、すべての来館される方に満足してお帰りいただくことを使命と考え、実行していきます。 高水準なサービス等の実現と同時に、効率化とコスト削減の視点を常に事業団職員全員が意識し、持ち続けることも大切に考えています。私たち事業団は開館以来30年間にわたり総合文化センターの管理運営を担ってきた実績と、平成30年度からの総合博物館・美術館の維持管理の経験から、広範囲にわたるノウハウや情報、高い専門性を有する職員による効率的な維持管理を続けています。これらの経験を活かした管理運営をこれからもより高いレベルで実施していきます。	629点
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する法令等を遵守し、別途定める管理基準に従い、施設等を良好に維持管理してください。</li> <li>・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。</li> </ul>		<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最適な(外部委託業者)選定力と適切な管理監督力</li> </ul> <p>(総合文化センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職員配置による直営修繕</li> <li>・職員・委託業者による清潔な施設の維持</li> <li>・ボランティアとの協働による維持管理</li> <li>・「省エネ運用ルール」による徹底した省エネ対策</li> <li>・外部委託業務の適切な仕様の見直し</li> <li>・大規模改修工事への協力</li> </ul> <p>(総合博物館、美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各館の方針のもと、安全・安心を最優先とした安定的な運営を実施</li> <li>・職員・委託業者による清潔な施設の維持</li> <li>・常駐職員と総合文化センター専門職員が連携し、迅速かつ低コストで修繕を実施</li> <li>・マニュアル化による安定的な対応</li> <li>・高い接遇力の維持・向上</li> </ul>	
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	<p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。</li> <li>・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。</li> <li>・施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。</li> <li>・施設賠償責任保険に加入してください。</li> </ul>		<p>(総合文化センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールでの安全確保・事故防止の徹底</li> <li>・複数スタッフによる危険箇所・危険行為の早期発見</li> <li>・修繕箇所の把握、実施及び県への報告</li> <li>・各種施設保険への加入</li> </ul> <p>(総合博物館・美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐職員と委託業者による危険箇所・危険行為の早期発見</li> <li>・常駐職員をバックアップし、組織力で対応</li> </ul>	

<p>③緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p>	<p>緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <hr/> <p>緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害及び事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成するとともに、危機管理に関する職員研修を行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。</li> <li>・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。</li> </ul>		<p>(総合文化センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・365日・24時間の危機管理体制の確立</li> <li>・実態に即した危機管理マニュアルの運用</li> <li>・ホール本番時の大規模地震対応マニュアルの別途作成</li> <li>・危機管理に関わる有資格者の拡大</li> <li>・訓練・研修による全職員・委託業者の対応力強化</li> </ul> <p>(総合博物館、美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県直営部門からの指示の確実な履行</li> <li>・直営部門のマニュアルを補完する危機管理マニュアルの運用</li> <li>・防火管理者・普通救命講習の有資格者の配置</li> <li>・訓練・研修による対応強化</li> </ul>	
<p>④個人情報保護、情報公開</p>	<p>個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項及び第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、各施設の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</li> <li>・指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、各施設の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき策定した個人情報保護方針の運用とネットワークシステムのセキュリティ強化</li> <li>・三重県に準じて策定した情報公開実施要綱に基づく県と同様の積極的な情報公開を実施</li> </ul>	
<p>⑤県が推進する施策に準拠する管理運営</p>	<p>人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、花とみどりの活用、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対応、ダイバーシティ社会推進、カスタマーハラスメント防止対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めてください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権尊重基本方針」を定め、様々な利用者の視点に立った取組を実施</li> <li>・「男女共同参画社会推進基本方針」を定め、女性の登用や職員のワークライフバランスを推進</li> <li>・ゴミの分別、グリーン購入推進等の環境保全活動</li> <li>・障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が参加、参画でき、安全かつ快適に過ごしていただける施設づくり</li> <li>・ボランティアによる「フラワーポット」の管理等の花とみどりの活用</li> <li>・「障害者差別解消法に基づく職員の対応要領」に基づく取組を実施</li> <li>・障がい者就労施設等からの優先的な調達</li> <li>・次世代育成支援対策基本方針を定め、小さなお子様がいても安心して利用できる施設づくりや職員の仕事と子育ての両立支援を実施</li> <li>・危機管理体制の確立と独自の防災備蓄品の確保</li> <li>・三重県が策定している「ダイバーシティみえ推進方針」を基に性別、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず、他者を尊重し、人の多様性が受容される社会を目指す</li> <li>・「ハラスメントの防止等についての基本方針」を定め、相談窓口の設置や定期的なハラスメント研修を実施</li> </ul>	
<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p>	<p>&lt;各施設にかかる広報等の業務&gt; 各施設の魅力を伝え、新規顧客開拓となるよう、次の事業を実施してください。（実施にあたっては適宜県に相談してください。）</p> <p>ア 各施設に関する広報 情報誌等により、広く県民や地域住民等に広報を行ってください。</p> <p>イ 館及び展覧会等に関する広報 県が作成した展覧会、講演会等のポスター・チラシについて、県や関連組織と協力して配布を行ってください。</p> <p>ウ インターネットを活用した広報 県が公開しているホームページへのリンクやSNSの活用などにより、展覧会、講演会等の周知に協力してください。</p> <p>エ 新規顧客開拓につながるような取組 各施設の魅力をアピールし、新たな顧客獲得につながるような取組を行ってください。（具体的事例案） ・子ども向けのアートイベントにおける各施設と連携した取組</p> <p>オ 各施設内の周遊性を高める工夫</p>	<p>300点 ×7人＝ 2,100点</p>	<p>&lt;各施設にかかる広報等の業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「Mニュース」による各施設の情報発信の強化</li> <li>・各施設主催事業のポスター・チラシの掲示・設置</li> <li>・HPリンクやSNSによる展覧会・講演会等の周知</li> <li>・子ども向けイベントにおける各施設との連携</li> <li>・遠隔地からのバスツアー</li> <li>・文化会館主催事業における割引特典</li> <li>・生涯学習センター及び文化会館主催事業での連携</li> </ul>	<p>1,846点</p>	

		<p>各施設を訪れた方がその他の各施設にも立ち寄りたくなるような工夫を講じてください。</p> <p>(具体的事例案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔地からの文化会館事業鑑賞のバスツアーの行程の中で、美術館や総合博物館の企画展を鑑賞する機会を提供</li> </ul>		
②文化会館事業	<p>業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか</p> <hr/> <p>将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか</p> <hr/> <p>アウトリーチ事業について地域における多様な文化芸術の主体と連携し、文化芸術に触れ親しむ機会を提供する事業となっているか</p>	<p>&lt;文化会館事業&gt;</p> <p>劇場法の趣旨をふまえ、文化会館の機能を生かし、芸術性の高い公演や個性的な事業を実施するとともに、県の将来の文化を担う人材を育成する文化芸術の人づくりの実施をはじめ、多様な文化芸術に親しむことのできる環境づくりを行ってください。また、実施にあたっては、文化芸術団体、地域文化活動団体などとのネットワーク化を進めるなど、多様な文化芸術の主体と連携・協働しながら効果的な事業を行ってください。さらに、県と三重大学は実演芸術振興等に関して、別添のとおり連携協定を締結していますので、文化会館事業の実施にあたっては、県及び三重大学と協議のうえ、当該協定に係る取組も行ってください。</p> <p>(鑑賞型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペラ、バレエ、オーケストラなどの質の高い芸術公演に触れる機会の提供</li> <li>・歌舞伎、文楽、能などの日本の伝統芸能の公演を実施</li> <li>・本県に関係が深い文化芸術を紹介する公演や展示などを実施</li> </ul> <p>(普及型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的安価な料金または無料で文化芸術に親しむことができる事業やアマチュア演奏家等の人材を育成する事業を実施</li> <li>・地域における多様な主体と連携し、県内ホールや学校等に出向いて文化芸術に触れ親しむ機会を提供する事業を実施</li> </ul> <p>(参加型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が気軽に文化芸術に触れ・主体的に参加・参画できる場を創出するとともに、音楽や演劇などの分野で新たな作品づくりを行う企画・創造型事業の実施</li> <li>・みえ文化芸術祭（みえ県民文化祭総合フェスティバル、みえ県展、みえ音楽コンクール）の実施</li> </ul>	<p>&lt;文化会館事業&gt;</p> <p>文化振興計画の基本目標である「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を念頭に、「社会課題への対応を加速」「劇場に再び賑わいを」「リーディングホールの役割発揮」の3つのキーワードをビジョンに掲げ、全国の県立劇場のモデル劇場となることを目指します。</p> <p>(鑑賞型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団公演を毎年開催</li> <li>・オペラ・バレエ・オーケストラ・室内楽・演劇において毎年旬の企画を招聘</li> <li>・人形浄瑠璃文楽公演を毎年開催するほか、歌舞伎、狂言など日本の伝統芸能公演を開催</li> <li>・三重県拠点劇団のプロデュース公演や地元演奏家企画によるオンステージコンサート等を開催</li> </ul> <p>(普及型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンコインコンサートシリーズや、親子向け事業、注目の劇団公演を取り上げるMゲキセレクション等の開催</li> <li>・新日本フィル演奏クリニックや三重ジュニア管弦楽団育成事業、戯曲アカデミア、公募インターンシップ等の人材育成事業の実施</li> <li>・学校現場でのアウトリーチ事業や新日本フィル 29 市町巡回事業等の実施</li> </ul> <p>(参加型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋楽分野で県民が参加する企画・創造型事業の実施</li> <li>・演劇・ダンス分野での社会包摂型の企画・創造型事業の実施</li> <li>・演劇分野の他館連携事業の開催</li> <li>・みえ県民文化祭、みえ県展、みえ音楽コンクールの開催</li> </ul>	
③生涯学習センター事業	<p>業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか</p> <hr/> <p>中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか</p>	<p>&lt;生涯学習センター事業&gt;</p> <p>本県の生涯学習を推進する中核機関として、すべての県民がいつでも、どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成のため、次の各事業を実施してください。</p> <p>なお、生涯学習センターには、大学等高等教育機関や公民館等との連携とともにその他の文化施設や施策・情報・人材・団体等をつなぐコーディネーター役としての機能が期待されています。事業の実施にあたっては、先進事例などの調査を行いながら、多様な主体や関係機関と連携などにより模範的・効果的な事業展開を行ってください。</p>	<p>&lt;生涯学習センター事業&gt;</p> <p>時代や社会の変化に柔軟に対応しつつ、これまでの取組をさらに進化させ、人生100年時代に求められるマルチステージの「学び」など、子どもたちから高齢の方まで、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成と県民の皆さんのウェルビーイングの実現に貢献できるよう、次の3つを柱として事業を展開していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 もっと楽しく、自分らしく、人生100年時代を豊かに彩る多様で魅力的な「学び」を提供</li> <li>2 みんなの力を、みんなの「学び」へ、県民の皆さんの「学び」をつなぐ架け橋に</li> <li>3 地域とともに、地域を元気に、市町や地域の生涯学習施設等との連携強化と支援</li> </ol>	

	<p>出前講座等のアウトリーチ事業について県内全域に広く学習機会を提供するものとなっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習機会提供事業</li> <li>・生涯学習情報提供事業</li> <li>・みえの生涯学習ネットワーク事業</li> <li>・次世代育成事業</li> <li>・視聴覚ライブラリー管理運営事業</li> <li>・その他：生涯学習関係団体や市町職員の支援等</li> </ul>	<p>(生涯学習機会提供事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関と連携した「みえアカデミック・セミナー」や、防災等の課題や国や県の施策・事業に関連したテーマを取り上げる「クローズアップセミナー」のほか、観光とまなびをテーマとした「ものしりトラベラー」、日本の伝統芸能について学ぶ楽々シリーズ、親子で学べる講座等を実施</li> <li>・市町や地域で指導的な役割を担う人材を育成する研修講座を市町とともに実施</li> <li>・生涯学習ボランティアとともに各種講座や「名作映画会」などの事業を実施</li> </ul> <p>(生涯学習情報提供事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県生涯学習情報システムを活用した生涯学習情報の収集、更新、提供</li> <li>・各種学習相談への対応</li> <li>・学習情報誌「いきいき生涯&amp;ゆうゆう学習」や広報誌「まなび通信」、年間イベントカレンダーの発行</li> <li>・インターネット、携帯サイトの運営やSNS等を活用した情報発信</li> </ul> <p>(みえの生涯学習ネットワーク事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域『学』フェスティバルなどの生涯学習ネットワークによる連携・交流事業の実施</li> </ul> <p>(次世代育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重の子どもたちに感動体験を提供する「学校向け文化体験推進事業」の実施</li> </ul> <p>(視聴覚ライブラリー管理運営事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の変化やニーズに合わせて新しいコンテンツを購入するとともに、地域の公民館や図書館等とのネットワークを構築し、積極的に地域で活動する様々な団体等に視聴覚ライブラリーの活用を提案</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町や地域で活躍する生涯学習関係団体・職員の育成支援</li> </ul>	
<p>④男女共同参画センター事業</p>	<p>業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか</p> <hr/> <p>県民参画や地域の関係団体等との連携した事業提案となっているか</p>	<p>&lt;男女共同参画センター事業&gt;</p> <p>県の男女共同参画を進める拠点施設として、男女共同参画の推進に関するノウハウの蓄積、中核機能及び専門性の向上に努めながら、本県男女共同参画担当所属との連携、調整を密にとり、下記の事業を実施してください。また、県内における男女共同参画の気運を醸成するため、新規参加者の獲得に努めるとともに、県をはじめ、国、市町、その他関係機関や地域の活動団体等と連携を図ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信事業</li> </ul>	<p>&lt;男女共同参画センター事業&gt;</p> <p>県内外からの高い評価に恥じない“専門家”でありながら、専門家になりすぎない視点を忘れず県民一人ひとりに寄り添える“親近感”のある施設、活動を目指し、次期指定管理期間も常に「前向き」に一歩先を提案する、県民が誇りに思える「唯一無二のセンター」であり続けます。</p> <p>(情報発信事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、SNS等による情報発信、Web学習の機会の提供</li> <li>・情報誌「Frente」の発行、情報コーナーの管理・運営</li> </ul>	

	<p>出前講座等のアウトリーチ事業について県内全域に広く研修機会を提供するものとなっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修学習事業</li> <li>・人材育成事業</li> <li>・相談事業</li> <li>・調査研究事業</li> <li>・参画交流事業</li> </ul>		<p>(研修学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関、教育機関、企業、自治会、地域の活動グループ等の学習を支援する講師派遣プログラム「フレンドトーク」の実施や若年層向け「ジェンダー教育プログラムの」開発・実施</li> <li>・国や県の重点施策と社会情勢を加味した企画「フォーカスみえ」、LGBTQ+に関する課題を包括的に啓発するプロジェクト、男性講座や女性に対する暴力防止セミナー、自己尊重感を高めるトレーニング等を実施</li> </ul> <p>(人材育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の女性リーダーを育成する講座、女性リーダー育成と女性活躍推進環境を整備する講座を実施</li> </ul> <p>(相談事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）、男性のための電話相談、性の多様性に関する電話・SNS相談の実施。相談員の研修等を行う相談コーディネーターを設置</li> </ul> <p>(調査研究事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和6年度男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」の結果を踏まえた調査研究を実施</li> <li>・啓発パネルの作成、展示、出前、無料貸出や、SNS等を活用した「学べるメディア」の新設</li> </ul> <p>(参画交流事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラムの開催</li> <li>・大型講演会「プレリユード（仮）」を実施</li> <li>・男女共同参画センターのパートナーグループの活動発表及び交流の機会である「フレンドフェスタ」の実施</li> </ul>	
<p>⑤センターPR事業、センターの利用増大策、施設稼働率向上策</p>	<p>業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか</p> <hr/> <p>利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか</p>	<p>&lt;総合文化センターPR事業、利用増対策等&gt; 総合文化センターの魅力をアピールするため次の事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌の発行</li> <li>・ホームページの管理・運営、SNS等による情報発信</li> <li>・PRのための自主事業の実施</li> <li>・その他のPR事業を自由提案してください。</li> <li>・利用者を増加させる方策を検討してください。</li> <li>・施設稼働率の向上に努めてください。</li> </ul>		<p>&lt;総合文化センターPR事業、利用増対策等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「Mニュース」を発行し、新聞折込のほか、行政機関や文化施設等へも配布し、県域全体へ広報</li> <li>・Webアクセシビリティに配慮したホームページ、多様性に配慮した情報発信、SNSによる情報発信の強化</li> <li>・子ども向けイベント（サマープログラム for KID's アソボ・マナボ・タノシソウブン）を実施</li> <li>・学校行事や総合学習などにおける社会見学の随時受け入れや、こいのぼり掲揚等の実施</li> <li>・社会課題と多様性をテーマにしたプロジェクトチーム「コネクトそうぶん」による取組や園芸ボランティア、企画・運営ボランティア等との協働</li> <li>・広報紙「Mニュース」や年間イベントカレンダーの新聞折込等の実施、テレビ・ラジオ等のメディア、ホームページ・SNSを利用したPRによる認知度向上</li> <li>・レストラン運営をはじめとする来館者サービスや施設貸出サービスの充実による施設利用の活性化</li> <li>・自主事業の質の維持向上や、豊富なジャンルでの提供、図書館、総合博物館、美術館との施設間の相互連携を図り、周遊性を高める取組を実施</li> <li>・アンケート等による利用者の意見に基づく改善や新サービスの開発・提案</li> <li>・低稼働施設の施設改修、積極的な広報やサービス展開による利用促進</li> <li>・施設予約の利用手順の改善や多様化する支払方法への対応等ニーズに沿ったアクセシビリティの向上</li> <li>・複合型施設の特色を生かした広報・営業戦略、工事休館明けの利用促進活動</li> </ul>	

<p>⑥貸館業務の手続き</p>	<p>貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか</p>	<p>&lt;貸館業務の手続き&gt; (総合文化センター・県立美術館・県民ギャラリー) 貸館事業の実施にあたっては、利用者の利便性の向上と施設の有効活用に努めるとともに、利用許可にあたっては、利用の申込みから利用の許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにするなどしてください。</p>	<p>&lt;貸館業務の手続き&gt; (総合文化センター) すべてのお客様に満足していただけるよう、貸館施設の機能維持、備品の日常的な点検整備・保守点検を行います。また多様化・高度化する持込機器、ニーズ等にも対応し、新たに整備したサービスも安定した品質で提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用時に必要な情報を届ける貸館利用者向け情報配信サービス</li> <li>先行受付の手続き方法・基準の改定、抽選会の方式変更</li> <li>専任技術スタッフも同席してのイベントの実現に向けた綿密な打合せ</li> <li>クレジットカードを用いた支払いまで可能なインターネット予約サービスの提供</li> <li>あらゆる催し物に付随する様々なオプションサービスの提供</li> </ul> <p>(美術館・県民ギャラリー) ・県直営部門の職員とのコミュニケーションを密にしながら、総合文化センター貸館業務で培ったノウハウ等を活かし、利用方法やサービス面の改善を実施</p>	
<p>⑦利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映</p>	<p>利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p>	<p>&lt;利用者の意見・要望の把握等&gt; 利用者へのサービス向上等の観点から、アンケート等により、各施設利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、図書館を除くセンターについては、聴取結果をその後の管理運営に反映させてください。多くの利用者の声を反映できるようアンケートの回収率向上に努めるとともに、集計・分析の仕方を工夫し、聴取結果及び業務の改善状況等について、県に報告してください。</p>	<p>&lt;利用者の意見・要望の把握等&gt; (総合文化センター) ・ISO9001のPDCAサイクルによる業務手順に基づき、「来館者アンケート」「貸館利用者アンケート」「事業参加者アンケート」等による満足度の把握とコメントの定期的な分析を行い、組織全体で情報共有するとともに、改善活動の実施 (図書館、総合博物館、美術館) ・各館が実施するアンケートを集計し、各館の運営に資するよう迅速な報告、情報共有</p>	
<p>⑧利用料金の設定や料金の収受方法、減免等</p>	<p>利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか</p>	<p>&lt;利用料金の設定・収受方法等&gt; (総合文化センター) 条例第14条の規定に基づき、大ホール、中ホール、小ホール、多目的ホールをはじめとする施設等について、利用許可に関する業務を行ってください。 条例第18条の規定に基づき、利用料金の収受等に関する業務を行ってください。 利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。 利用料金の収受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。 (美術館・県民ギャラリー) 条例第24条の規定に基づき、県民ギャラリーの施設等について、利用許可に関する業務を行ってください。 条例第28条の規定に基づき、利用料金の収受等に関する業務を行ってください。 利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて定めてください。 利用料金の収受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。</p>	<p>&lt;利用料金の設定・収受方法等&gt; (総合文化センター) ・公益性と収益性のバランスを十分に考慮し、県内近隣施設、県外同等施設との比較から利用料金を設定 ・窓口での現金・クレジットカード・電子マネー決済による支払いのほか、銀行、コンビニエンスストアなど24時間支払い可能な収納方法の整備 ・非営利団体のリハーサル使用時の附属設備利用料の減免</p> <p>(美術館・県民ギャラリー) ・銀行振込を基本とし、クレジットカードや電子マネー等、利便性向上を検討 ・料金の減免について運営状況をふまえ検討</p>	
<p>⑨施設の利用時間・休館日</p>	<p>施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか</p>	<p>&lt;施設の利用時間・休館日&gt; ・施設の休館日、開館時間及び利用時間については別途定めるとおりです。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、図書館を除く総合文化センターについて知事の承認を得てこれを変更することができます。</p>	<p>&lt;施設の利用時間・休館日&gt; (総合文化センター) ・総合文化センター条例に準拠した利用時間、休館日を基本とし、利用者から要望の多い延長利用についてはフレキシブルに対応。また、特徴的な利用方法として好評のリハーサル室の24時間貸出を継続して実施。 (美術館・県民ギャラリー) ・三重県立美術館条例に準拠</p>	

⑩飲食サービス・物販サービス等	飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか。	<p>&lt;飲食・物販サービス（総合文化センター）、来館者等サービス向上&gt; 来館者へのサービスとして次の事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食サービス事業</li> <li>・売店事業</li> <li>・コピー機の設置</li> <li>・自動販売機の設置</li> <li>・旧ステップアップカフェスペースの活用方法について提案してください。</li> <li>・その他、利便性向上のための各種サービスについて自由提案をしてください。</li> </ul>		<p>&lt;飲食・物販サービス（総合文化センター）、来館者等サービス向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に利用でき、少し上品な雰囲気味わえる特色のあるカフェ&amp;レストラン及び売店の委託運営及びアートショップの直営</li> <li>・自販機、コピー機の設置</li> <li>・旧ステップアップカフェスペースについて休憩スペースや飲食サービス等多目的に活用</li> <li>・授乳室の設置、託児サービス、キッズコーナーの設置、ベビーカーの無料貸出</li> <li>・公衆無線LANの無料サービスの継続</li> <li>・和式トイレの洋式化など、利用しやすい環境の整備</li> <li>・東紀州地域の住民を対象にした遠隔地バスツアーの実施</li> </ul>	
⑪来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること		<p>県では、センター、総合博物館及び美術館の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより各施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。</p>	70点 ×7人= 490点	<p>(総合文化センター) 指定管理料は、募集要項に示されたほぼ上限額に迫る状況です。提供するサービス水準の維持や高品質な事業内容の実現を重視したことに加えて、世界情勢の影響により高止まり傾向にある電気やガス使用料単価を反映した光熱水費、昨今の賃上げトレンドや働き方改革関連法への対応による職員人件費の上昇、最低賃金の直近3年の大幅上昇への対応による委託費負担の増、さらには、物価上昇による消耗品費、備品購入費、印刷製本費の増嵩など、施設管理、事業実施に係るあらゆる義務的な経費が増大していることを考慮しての結果です。県民の誰もが文化芸術を享受でき、文化活動に参加・参画できる環境づくりを推進していくための根幹をなす各事業部門の支出額は、令和7年度から9年度にかけて予定されている大規模改修工事の影響も考慮しつつ、効率的な施設運営に加え、コロナ禍で落ち込んだ貸館収入の回復、企業協賛金等を含めた自己収入の獲得、および全国から高い評価を得ている先進的な事業内容を全面的にアピールすることで、各種助成金獲得に最大限の努力し、適切な収支バランスを確保していきます。</p> <p>(総合博物館、美術館) 委託業務内容の更なる見直し検討や総合博物館・美術館の一体的な運営によるスケールメリットの有効性を念頭に置き、あらゆる方策を模索していきます。 総合文化センターにおける効率的な運営手法を取り入れながら黒字化への筋道を見据えて、総合文化センター、総合博物館、美術館の全体で収支をコントロールしていきます。</p>	443点
①収支計画の積算の考え方	<p>収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>-----</p> <p>提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか</p>				
②コスト削減の考え方	<p>県費負担軽減につながっているか</p> <p>-----</p> <p>実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか</p>				
③収入確保に関する独自の提案	<p>新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか</p>	<p>指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。</p> <p>指定管理料総額 6,934,609千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>(内訳) 各年度における指定管理料概算額</p> <p>令和7年度 1,318,672千円 令和8年度 1,353,764千円 令和9年度 1,385,090千円 令和10年度 1,420,743千円 令和11年度 1,456,340千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者は、協賛制度の維持充実や、国及び団体等からの助成金の獲得に努めるとともに、その収入を活用して指定管理業務の内容充実を努めてください。</li> <li>・指定管理者は、協賛制度の維持充実を優先しつつ、上記以外の新たな収入確保に資する自由な提案をしてください。</li> </ul>		<p>指定管理料総額 6,933,500千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>(内訳)</p> <p>令和7年度 1,318,500千円 令和8年度 1,353,500千円 令和9年度 1,385,000千円 令和10年度 1,420,500千円 令和11年度 1,456,000千円</p> <p>(総合文化センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等からの協賛金収入や国及び団体等からの助成金収入のほか、貸館利用者向けの付帯サービス開始による「サービス料収入」、自動販売機設置業者からの販売金額に応じた「建物使用料収入」、アートショップ Mikke 運営による「グッズ販売収入」など、来館者サービス向上と連動した収入確保に取り組んでいます。</li> <li>・受益者負担の考え方もふまえながら、講演等の一部有料化など収入確保につながる取組を進めていきます。</li> </ul> <p>(美術館・県民ギャラリー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営部門とコミュニケーションを図りながら、利用方法やサービス面の改善等を通じて県民ギャラリーの利用増を目指します。</li> </ul>	

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること		<p>人員配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。</li> <li>施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。</li> </ul> <p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の研修を定期的に行うとともに、人材育成方針を策定してください。</li> <li>公の施設の管理者として必要な人権研修、救急救命研修等を定期的に行ってください。</li> </ul> <p>申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、各施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人等とします。</p> <p>また、申請にあたっては、申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、決算書等を提出してください。</p>	<p>90点 ×7人＝ 630点</p> <p>業務を適切に遂行できる体制を整えるため、明確な責任体制を構築し、指定管理業務を適切に執行できる組織体制にするとともに、専門的な知識や能力を有する多様な人材を確保します。また、勤務実態に合わせた変形労働時間制の勤務ローテーションを採用し、「働きやすい職場の環境づくり」による職員満足度向上に取り組みます。</p> <p>事務局長：1名 総務部（総務・企画広報・施設管理の管理部門、総合博物館・美術館担当）：17名 施設利用サービスセンター（施設貸出サービス部門）：21名 文化会館（文化事業部門）：13名 生涯学習センター（生涯学習事業部門）：11名 男女共同参画センター（男女共同参画事業部門）：11名 全74名（常勤：69名、非常勤：5名）</p> <p>「ISO9001品質マネジメントシステム」に基づく研修計画にて一人ひとりの能力を高めるとともに、客観的な能力の指標となる有資格者や有用性の高い講習修了者を増やしていけるよう資格取得を推進しています。</p> <p>内部留保金を含む継続性のある財産を保有しており、今後も持続的・安定的に運営できる財政的基礎の確保に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本20億円を保有</li> <li>長期・短期とも借入金なし</li> <li>リスク管理に備えた内部留保金を保有</li> <li>独自の法人協賛会員制度により、毎年度の安定的寄付金収入あり</li> <li>資本運用による運用益あり</li> </ul>	562点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか			
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人材（専門性等）が確保され、かつ適切な人員配置、勤務体制となっているか			
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか			
④持続的・安定的に運営できる財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか			
総合審査結果			4,410点	3,932点

指定管理候補者とした団体の名称等

団体の名称等	<p>所在地 三重県津市一身田上津部田1234番地</p> <p>名称 公益財団法人三重県文化振興事業団</p> <p>代表者 代表理事 伊藤 歳恭</p>
選定委員会の講評	<p>委員会における選定基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が推進する施策を踏まえ、利用者目線の現実的な計画を提案しており、これまでの実績もあることから、公益性と収益性の両面のバランスのとれた安定した経営が期待できること。</li> <li>管理および事業の実施にあたって、高度な専門性を有している職員が適配置され、さらにこうした職員の人材育成にも努めてきていることから、経費節減も含めた効率的な施設運営や創意工夫を凝らした事業実施が期待できること。</li> </ul> <p>上記の点を評価する。</p>

## 1 旅券の電子申請の拡充等について

### 1 現状

国の法定受託事務として、旅券発給事務を行っており、申請等の窓口は三重県旅券センター、旅券コーナー（桑名、四日市、鈴鹿、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）および権限を移譲した名張市・志摩市の計11か所にあります。

令和5年3月27日から旅券の記載事項に変更のない切替申請（※）について、マイナポータルからの電子申請を受け付けています。

過去3年間の発給等の件数は下記のとおりです。

※切替申請：残りの期間が1年未満で新たな旅券を申請すること

	申請		交付			
	内訳		内訳			
令和3年度	5,103件	紙申請	5,103件	4,943件	紙申請	4,943件
		電子申請	0件		電子申請	0件
令和4年度	16,763件	紙申請	16,745件	15,727件	紙申請	15,727件
		電子申請	18件		電子申請	0件
令和5年度	41,375件	紙申請	40,006件	40,514件	紙申請	39,413件
		電子申請	1,369件		電子申請	1,101件

### 2 旅券制度の変更

旅券の申請時の利便性向上や偽変造対策強化等のため、旅券法施行令が一部改正（令和6年6月26日公布、令和7年3月24日施行）されたことに伴い、以下の制度変更を行います。

#### （1）旅券の電子申請の拡充

令和7年3月24日以降、全ての都道府県において、新規や記載事項変更の申請をする場合についても電子申請の受付を開始する予定です。

なお、開始以降に電子申請を利用する場合は、戸籍情報がシステム上で連携されるため、戸籍謄本の提出が省略できるようになる見込みです。

#### （2）都道府県分の手数料の改正

電子での新規申請等の受付が開始されることに伴い、旅券の発給手数料を改正します。

現在の都道府県分の手数料は、申請形態の別なく2,000円ですが、令和7年3月24日以降の申請について、紙による申請の場合は2,300円に改定し、窓口での受付業務が不要となる電子申請の場合の手数料1,900円を新設します。

		国分手数料	都道府県分手数料		合計額	
			(改正前)	改正後	(改正前)	改正後
10年有効旅券	紙申請	14,000円	2,000円	2,300円	16,000円	16,300円
	電子申請			1,900円		15,900円
5年有効旅券	紙申請	9,000円	2,000円	2,300円	11,000円	11,300円
	電子申請			1,900円		10,900円
・5年有効旅券 (12歳未満) ・残存有効期間 同一旅券	紙申請	4,000円	2,000円	2,300円	6,000円	6,300円
	電子申請			1,900円		5,900円

(3) 「2025年旅券」の発給開始

令和7年3月24日以降、旅券の偽変造対策を強化するため、氏名や顔写真の記載ページ（人定事項ページ）にプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始されます。

なお、「2025年旅券」の発給開始に伴い、旅券が国立印刷局において一括して集中作成されることとなるため、申請から交付までの日数（※）がこれまでより長くかかるようになります。

※申請受理日から起算して、土曜・日曜・祝休日・年末年始を除いた日数

【現行】 【変更後】

①旅券センターで申請した場合：

6日間 ⇒ 9日間

②旅券コーナーおよび名張市、志摩市で申請した場合：

8日間 ⇒ 11日間

3 今後の予定

令和7年3月24日からの制度の変更が円滑に進むよう、国のスケジュールをふまえつつ、ホームページへの掲載、県広報紙やラジオでの広報、県の機関等でのチラシ配架などを行い、県民に向けての周知を実施していきます。



## 2 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（骨子案）について

### 1 検討状況

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（以下「条例」という。）の制定に向けて、第1回および第2回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会（以下「懇話会」という。）で委員からいただいた意見等をふまえ、条例の骨子案を作成し、令和6年11月26日開催の第3回懇話会にて委員から意見を聴取しました。

### 2 条例骨子案の概要

条例骨子案の概要は以下のとおりです（別紙参照）。

#### （1）前文

「条例制定の背景」「被害者支援と性暴力根絶の必要性」「条例で県が取り組むべきこと」「めざす姿の実現」を盛り込みます。

#### （2）目的

めざす姿と、それを達成するための県の方向性を示します。

#### （3）基本理念

目的を実現するための基本理念を明確にします。

#### （4）県の責務

性暴力の根絶等に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明確にします。

#### （5）役割

目的を実現するため、県民、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体の役割を明確化します。

#### （6）推進体制の整備

条例に基づく施策の推進に必要なものとして、体制の整備、基本計画の策定、人材育成・支援、市町に対する支援を盛り込みます。

#### （7）基本的施策

目的を実現するため、基本理念をふまえた、以下の総合的な基本的施策に取り組みます。

方向性	基本的施策
性暴力の予防、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防教育等の推進</li> <li>・ 性暴力被害の早期発見</li> </ul>
被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な相談体制の整備</li> <li>・ 被害者等への支援</li> <li>・ 三重県犯罪被害者等支援条例への委任※</li> </ul>
性暴力のない社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性暴力加害の防止</li> <li>・ 県民の理解促進と気運醸成</li> <li>・ 性暴力のない環境の整備</li> <li>・ 性暴力のない社会を考える週間</li> </ul>

※「三重県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）」では、広く犯罪被害者等への支援について規定していることから、支援条例による支援は委任し、条例では、性暴力への対応に必要な支援（「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営や「よりこ」を通じた支援など）について規定します。

#### （8）その他

個人情報 の適正な管理、条例施行後の適当な時期における条例の見直しを盛り込みます。

### 3 第3回懇話会での主な意見

#### (前文について)

- ・現に被害を受けている人だけでなく、過去に被害を受けた人、未来の被害者も含むことを明記してほしい。
- ・前文を設けるのは有意義である。背景と意義を明確に示してほしい。
- ・人権を尊重し、性暴力をなくすことを県民に分かりやすく書いてはどうか。

#### (定義について)

- ・アスリート等盗撮は、国で構成要件が難しいことから、処罰化は見送られた。処罰で防止するのではなく、そのような行為をしないよう県民のみなさんで注意していくため、性暴力として定義していくことがよいのではないか。
- ・子どもに対する性暴力については、性的行為に対する同意・不同意は関係なく守るべきであることを定義してはどうか。

#### (各主体の役割について)

- ・県民の役割には、性暴力をしてはいけないということを入れるべきである。
- ・学校等の役割には、早期発見だけでなく、発見時の適切な対応も入れるべきである。

#### (基本的施策について)

- ・被害の早期発見・早期支援には、行政や関係機関との連携が重要であるので、推進体制の整備に盛り込んでどうか。
- ・「県民の理解促進」に、性暴力だけでなく二次被害も入れるべきである。
- ・性犯罪・性暴力被害のためのワンストップ支援センターの設置と運営の根拠を置くことは非常に重要である。

### 4 今後のスケジュール（案）

懇話会での意見をふまえ、関係部局と連携しながら、条例の制定に向けて検討を進めていきます。

令和7年	2月	第4回懇話会
	3月	環境生活農林水産常任委員会（条例中間案）
	3～4月	パブリックコメントの実施
	5月	第5回懇話会
	6月	環境生活農林水産常任委員会（条例最終案）
	9月	定例会会議 条例案提出

#### **参考** 第1回懇話会での主な意見（令和6年6月19日開催）

- ・性犯罪・性暴力被害者は、無理解、偏見、差別といった周囲の人たちの意識の問題から、声を上げられず潜在化しやすいため、被害者が声を上げられるような環境づくりについても検討すべきである。
- ・性暴力の定義について、SNSの悪用による子どもへの性的画像要求など、現在、問題となっていることや最新の社会情勢をふまえ検討すべきである。

## 第2回懇話会での主な意見（令和6年8月6日開催）

### （条例の目的について）

- ・ 条例に前文を設け、条例を制定することになった理由や目的、性暴力が発生する背景を記載してはどうか。
- ・ 条例の名称を「性暴力の根絶」とするのであれば、性暴力が発生した場合の対応だけでなく、未然防止についても検討すべきである。
- ・ 性暴力は基本的人権の侵害であり、当事者は加害者、被害者だけでなく、周囲の人たちも含まれることを県民に理解してもらう必要がある。

### （性暴力の定義について）

- ・ 性暴力に対する県民の理解が進んでいないように感じるため、性暴力の定義を、具体的に列挙することにより、県民が性暴力について共通した認識を持つことで、被害者が声を上げられるようにする必要がある。

### （各主体の責務や役割について）

- ・ 県の責務や各主体の役割について、性暴力の防止に係る広報啓発、研修の実施について検討すべきである。
- ・ 教育機関が担う役割は重要なため、その責務を記載してはどうか。

### （基本的施策について）

- ・ 被害者に接する際、配慮を欠いた言動で再び被害を与えることになる二次被害を防止するための研修が必要である。
- ・ 子どもの性被害への対応についても条例での規定が必要であり、性被害防止のためには、未就学児から小学生の間に性被害を予防するための教育を受ける機会が必要である。
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の位置づけや相談員の専門性の確保、また、外国人女性に対する支援についても検討すべきである。
- ・ 加害者の再犯防止は、施策に含めるべきであるが、県内に再犯防止プログラムの受け皿となる機関の状況を考慮して検討すべきである。

構成

前文

- 第1章 総則（目的、定義、基本理念、責務、役割など）
- 第2章 推進体制の整備（体制整備、基本計画、人材育成・支援など）
- 第3章 基本的施策
  - ・性暴力の予防、早期発見（予防教育等の推進、被害の早期発見）
  - ・被害者等への支援（相談体制の整備、被害者等への支援など）
  - ・性暴力のない社会の構築（性暴力加害の防止、理解促進・気運醸成など）
- 第4章 雑則（個人情報の適正な管理）
- 附則（施行期日、条例の見直し）

前文

条例制定の背景や被害者等支援と性暴力根絶の必要性などを明確にし、県民等に分かりやすく伝えるため、条項の前に前文を置くこととします。

条例制定の背景

- ・国、県における人権が尊重される社会の実現に向けた取組の一方、人権侵害行為である性暴力が身近に存在
- ・性被害に対する偏見や無理解等による二次被害や声を上げたくても上げられない被害者も存在

被害者支援と性暴力根絶の必要性

- ・性暴力が与える長期にわたる深刻な影響、子どもへの重大な影響

条例で県が取り組むべきこと

- ・被害の予防・早期発見、被害者等への支援、県民の理解促進や加害防止など性暴力のない社会の構築

めざす姿の実現

- ・性暴力を根絶、県民がお互いに尊重し、愛し合い、安全で安心して暮らせる社会の実現

第1章 総則

目的	本条例によるめざす姿と、それを達成するための県の方向性を示します。 ○性暴力の根絶に寄与し、県民誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現
定義	本条例において、基礎的かつ重要な用語について定義します。 ○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、接触的若しくは非接触的なものにかかわらず、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものをいう。)がなく行われる性的な行為であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為 ○アスリート等盗撮 着衣の有無にかかわらず、性的な意図をもって同意を得ることなく、かつ、正当な理由なくひとの姿態又は部位を撮影する行為 ※他に「性犯罪」「性的虐待」「配偶者等性暴力」「デートDV」「ストーカー行為」「セクシュアル・ハラスメント」「性的脅迫」「デジタル性暴力」等を定義します。
基本理念	本条例の目的を実現するための基本理念を規定します。 ○性暴力の禁止、性被害への誤った認識や被害者等への差別・偏見の払拭、二次被害の防止 ○関係機関との緊密な連携の下、被害者等の尊厳を尊重し適切に支援、予防教育や早期発見、早期支援により子どもを性暴力から保護 など
県の責務	本条例の目的を実現するため、県の責務を規定します。 ○性暴力被害の予防・早期発見、被害者等支援、性暴力加害防止及び性暴力根絶に向けた県民の理解促進に関する施策を総合的に策定し、実施 ○性暴力の根絶等に関する施策の策定及び実施にあたり、関係機関等との緊密な連携
県民市町学校等事業者医療機関民間支援団体の役割	本条例の目的を実現するため、県民、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体の役割を規定します。 ○県民は、性暴力根絶への理解促進に努め、性暴力を傍観することなく、被害者の立場に立った支援に向けて取り組むよう努めるよう規定 ○市町は、条例に定める目的の実現に向けた取組の推進、住民の理解促進に努めるよう規定 ○学校等は、性暴力被害を予防するための教育・啓発の推進及び早期発見に努めるよう規定 ○二次被害防止、性暴力被害者等が必要な支援を受けられるよう配慮に努めるほか、性暴力加害者に対する相談勧奨等、性暴力発生防止に向けた県の施策に協力するよう規定 ○医療機関は、証拠保全への協力、被害者等に対する回復の支援等に関する情報の提供等に努めるよう規定 ○民間支援団体は、性暴力被害者等の支援に関する知識及び経験を活用し、支援に努めるよう規定

第2章 推進体制の整備

推進体制の整備	本条例に基づく施策の推進に必要なものとして、体制の整備、基本計画の策定、人材育成・支援、市町に対する支援について規定します。
基本計画	○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備
人材の育成・支援	○条例に基づく施策を計画的に推進するための計画の策定
市町に対する支援	○条例で基づく施策の推進に必要な人材の育成及び関係機関への支援 ○市町の取組の推進に向けた、情報提供、助言その他必要な支援

第3章 基本的施策

本条例の目的を実現するため、基本理念を踏まえた総合的な基本的施策に県が取り組むことを規定します。

性暴力の予防、早期発見

予防教育等の推進	○学校等における性暴力被害を予防するための教育や県民等に向けた啓発の推進
性暴力被害の早期発見	○性暴力被害の早期発見・適切な対応に必要な措置

被害者等への支援

総合的な相談体制の整備	○性暴力被害者等の相談体制の整備と関係機関との連携 ○あらゆる相談者からの相談体制の整備
被害者等への支援	○性暴力被害者等の被害からの回復等に必要な支援
三重県犯罪被害者等支援条例への委任	○被害者等支援についてはこの条例のほか、三重県犯罪被害者等支援条例で規定 ○支援条例に基づく取組にあたっては性暴力の特性に応じて取組を推進

性暴力のない社会の構築

性暴力加害の防止	○性暴力加害者からの相談窓口の設置と加害防止に必要な措置 ○子どもによる加害防止に必要な支援
県民の理解促進と気運醸成	○性暴力に対する県民の理解促進と根絶に向けた気運醸成
性暴力のない環境の整備	○性暴力が発生しない環境づくりに関する情報提供その他必要な措置 ○性暴力の発生を阻止するために必要な措置
性暴力のない社会を考える週間	○理解促進・気運醸成に向けた集中取組期間の設定

その他

- 第4章雑則において、条例に基づき取得した個人情報の適正な管理について規定
- 附則において、条例施行後、適当な時期における条例の見直しについて規定

### 3 「三重県消費者施策基本計画」（中間案）について

#### 1 経緯

現行の三重県消費者施策基本指針（以下「基本指針」という。）の改定について、令和6年10月の環境生活農林水産常任委員会において、その骨子案をお示ししたところです。

今般、令和6年11月15日に第2回「三重県消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）を開催し、学識経験者や消費者団体、事業者団体の代表者等からご意見をいただくとともに、関係部局等からの意見をふまえ、中間案をとりまとめました（別冊1）。

#### 2 中間案の概要（別紙参照）

本計画は、県民が消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者から高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発を行うとともに、誰もが利用しやすい消費生活相談の体制構築をめざして、消費者施策を計画的に展開していく内容としています。

##### (1) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

##### (2) 計画の構成

第1章 「三重県消費者施策基本計画」策定の考え方

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

第3章 消費者施策の具体的展開

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

##### (3) 改定のポイント（主な変更点等）

第3章 第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援

ア 高齢者や外国人等に対する消費者教育の推進

社会福祉協議会や地域包括支援センター等への働きかけ、高齢者への出前講座等の実施強化および多言語行政生活情報HP（M i e I n f o）を活用した情報発信、多言語に対応した出前講座やチラシ作成による啓発の強化

イ 消費者教育の担い手の育成

大学生等が消費者教育の担い手となる学生消費者リーダーの育成

ウ 【新規】金融リテラシー向上に向けた消費者教育の推進

三重県金融広報委員会と連携し、J-F L E C（金融経済教育推進機構）による金融経済教育の促進

エ 【新規】カスタマーハラスメント防止に向けた対策

事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について出前講座等による消費者教育・啓発を実施

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

ア 商品・サービスの適正な表示の確保

景品表示法に基づく事業者への調査を実施し、消費者を不当に惑わす表示を規制するとともに、ステルスマーケティングに対する監視を強化

第3項 消費者被害の防止・救済

ア 【新規】相談体制のDX化

相談者の利便性向上（Webによる相談予約、メール相談等の相談手法の多様化など）および相談員の業務支援（同様の相談対応事例の自動表示など）による消費生活相談体制の充実

イ 【新規】特殊詐欺等被害防止対策の推進

県民の特殊詐欺等被害を未然防止するための啓発を推進するとともに、関係機関と連携した被害防止対策の強化

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

ア 市町との連携と支援

県と市町で啓発イベント（大型商業施設での街頭キャンペーン等）を共同で開催

イ 【新規】進行管理

みえ元気プランに記載のKPIに加え、多様化、複雑化する課題に対応するための評価指標を設定

3 今後のスケジュール

議会や審議会、パブリックコメント等での意見をふまえ、基本計画を策定します。

令和6年12月～

令和7年1月 パブリックコメントの実施

2月 第3回審議会（最終案）

3月 環境生活農林水産常任委員会（最終案）

計画策定、公表

## 評価指標一覧

### 第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度	項目の説明
講習等の実施学校数（累計） （みえ元気プランに記載のKPI）	69校	270校	若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数（みえ元気プランに合わせて、令和3年度からの累計）
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合 （みえ元気プランに記載のKPI）	85.6%	87.0%	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合
高齢者等を中心とした消費者トラブルの未然防止に向けた情報発信回数	40回	48回以上	最新の消費者トラブルや相談窓口の情報について、高齢者等を中心に情報発信した回数
エシカル消費の認知度	— ※	50.0%	エシカル消費という言葉を知っていると回答した人の割合

※令和6年度に実施した県電子アンケート（e-モニター）におけるエシカル消費の認知度は34.9%

### 第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度	項目の説明
景品表示法に係る調査件数	5件	12件	商品・サービスの表示等が景品表示法上適正であるかについて、調査した件数

### 第3項 消費者被害の防止・救済

項目	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度	項目の説明
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合 （みえ元気プランに記載のKPI）	95.6%	95.0%	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合
消費生活相談員等の研修参加者数	307人	360人	消費生活相談員等の資質向上を目的に開催する研修会への県や市町等の消費生活相談員等の参加者数

三重県消費者施策基本計画について（中間案の概要）【計画期間：令和7年度～令和11年度】 環境生活部くらし・交通安全課

第1章「三重県消費者施策基本計画」策定の考え方

三重県消費者施策基本指針は、消費者基本法第4条「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する」及び三重県消費生活条例第3条「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するもの」に基づき、消費者施策を計画的に展開していくために策定

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- 民法改正による成年年齢引き下げにより18,19歳の若年者が保護対象外となった
- スマートフォンを保有している世帯の割合は、令和5年度には90.6%まで増加
- この15年間で、高齢者（65歳以上）人口が倍増（500,000人突破）、高齢者のみ世帯（約80,000世帯；約70%増）高齢者単身世帯（約35,000世帯；約66%増）も大幅増
- 令和5年12月末時点の外国人住民数は、62,561人と過去最多を更新（県内総人口に占める外国人住民の割合：3.56%）

第3章 消費者施策の具体的展開

<現行指針の課題>

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援（消費者教育推進計画）

- ①18,19歳からの儲け話（副業）や美容（脱毛エステ）等に関する相談が依然として高位
- ②60歳以上からの相談が全体の約4割と高位、外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加
- ③教育機関のみならず、地域や職域での消費者教育の実施
- ④投資詐欺等に騙されないための金融リテラシー向上
- ⑤カスタマーハラスメントの対応
- ⑥エシカル消費の認知度が34.9%と不十分

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

- 実際のものより著しく優良と誤解させるような表示など、消費者に誤解を招く不適切な表示などが依然として存在

第3項 消費者被害の防止・救済

- ①複雑化する各種相談への適切かつ迅速な対応
- ②外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加（再掲）
- ③市町における相談体制の充実（消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体は3市1町のみ）
- ④SNS型投資・ロマンス詐欺等特殊詐欺の消費者被害の増加

改定のポイント（主な変更点）

- ① 高校生期における消費者教育の推進、教職員の指導力向上
  - 青少年消費生活出前講座の実施強化、教職員に対する消費者教育にかかる研修の受講促進
- ② 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進、外国人に対する消費者教育の推進
  - 社会福祉協議会や地域包括支援センター等への働きかけ、高齢者への出前講座等の実施強化、多言語行政生活情報HP（MieInfo）を活用した情報発信、多言語に対応した出前講座やチラシ作成による啓発の強化
- ③ 消費者教育の担い手の育成、事業者における消費者教育の推進
  - 大学生等が消費者教育の担い手となる学生消費者リーダーの育成、企業における消費者教育を支援
- ④【新規】金融リテラシー向上に向けた消費者教育の推進
  - 三重県金融広報委員会と連携し、J-FLEC(金融経済教育推進機構)による金融経済教育の促進
- ⑤【新規】カスタマーハラスメント防止に向けた対策
  - 事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について出前講座等による消費者教育・啓発を実施
- ⑥ 社会的課題に配慮した消費行動の促進
  - エシカル消費の認知度向上にむけた、みえ環境フェア等への出展などをとおした普及啓発

- 商品・サービスの適正な表示の確保
  - 事業者に適正な表示を行うよう行政処分や指導を行うほか、景品表示法に基づく事業者への調査を実施し、消費者を不当に惑わす表示を規制するとともに、ステルスマーケティングに対する監視を強化

- ①【新規】相談体制のDX化
  - 相談者の利便性向上（Webによる相談予約、メール相談等の相談手法の多様化など）および相談員の業務支援（同様の相談対応事例の自動表示など）による消費生活相談体制の充実
- ② 国際化の進展への対応
  - 「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において外国人住民等からの相談を受付
- ③ 市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携
  - 市町における消費者安全確保地域協議会や広域連携等も含めた市町消費生活センターの設置促進
- ④【新規】特殊詐欺等被害防止対策の推進
  - 県民の特殊詐欺等被害を未然防止するための啓発を推進するとともに、関係機関と連携した被害防止対策の強化

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- 市町における消費者施策の取組にかかる情報発信力およびイベント等における集客力が低迷
- 計画の進捗状況を把握し、実効性を評価する指標がない

- 市町との連携と支援
  - 消費者月間等において、県と市町で啓発イベント（大型商業施設での街頭キャンペーン等）を共同で開催するなど、市町との連携を強化
- 【新規】進行管理
  - みえ元気プランに記載のKPIに加え、多様化、複雑化する課題に対応するための評価指標を設定

評価指標一覧（一部抜粋）	現状値 (R5)	目標値 (R11)
高齢者等を中心とした消費者トラブルの未然防止に向けた情報発信回数	40回	48回以上
エシカル消費の認知度	—*	50.0%
景品表示法に係る調査件数	5件	12件
消費生活相談員等勉強会の参加者数	307名	360名

\*令和6年度に実施した県電子アンケート（e-モニター）におけるエシカル消費の認知度は34.9%

## 4 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について

### 1 現状

#### (1) 経緯

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、昭和48年から3次にわたり「三重県産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の法改正を受け、平成16年3月に産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「三重県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量や適正処理の施策を推進してきました。

令和3年3月に策定した現行計画においては、計画の名称を「三重県循環型社会形成推進計画」とし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進しています。

#### (2) 計画の位置づけ

都道府県は、法第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。また、本計画は、令和元年に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置づけています。

### 2 新たな計画の概要

#### (1) 計画期間

現行計画は令和7年度までを対象期間としていることから、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とします。

#### (2) 取組の方向性

循環型社会の形成に向けて、国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において打ち出された「循環経済への移行」をみすえ、資源の循環的利用や廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえながら取組の方向性を検討します。

### 3 今後のスケジュール（案）

令和6年12月	三重県環境審議会（諮問、部会の設置）
令和7年2月～	部会により検討
6月	環境生活農林水産常任委員会（基本的な考え方）
8月	三重県環境審議会（中間案）
10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案）
10月～11月	パブリックコメント、市町意見照会
12月	三重県環境審議会（最終案、答申）
令和8年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案） 計画策定、公表

## 【参考】現行計画の構成

## 第1章 計画の基本的な考え方

## 第2章 取組方向と施策

取組方向	施策
1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進
	1-2 市町との連携の推進
2 循環関連産業の振興による「3R+R」	2-1 循環関連産業の育成及び支援
	2-2 資源の循環的利用の促進
3 廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と 早期発見・早期是正
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進
	3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた 取組の推進
4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1 プラスチック対策の推進
	4-2 食品ロス等対策の推進
5 人材育成とICTの活用	5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

## 第3章 計画の目標

## 1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標

## 2 モニタリング指標

## 第4章 計画の進行管理



## 5 「三重県地球温暖化対策総合計画」の進捗状況について

「三重県地球温暖化対策総合計画」（以下「総合計画」という。）において、2030（令和12）年度における三重県域の温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比47%削減、県の事務事業の実施による温室効果ガス排出量を2013年度比52%削減する目標を掲げ取組を進めていることについて、進捗状況を取りまとめました（別冊2）。

### 1 温室効果ガスの削減

#### （1）三重県域の排出状況

2021（令和3）年度の三重県域の温室効果ガス排出量は、24,427千t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算。以下同じ。）でした。吸収源活動による吸収量667千t-CO<sub>2</sub>を含めた温室効果ガス総排出量は23,760千t-CO<sub>2</sub>となり、総合計画の基準年度である2013年度と比べて12.9%の減少、前年度と比べて2.8%の増加となっています。2013年度以降の排出量の推移をみると、国内外の経済動向などにより増減があるものの、概ね減少傾向にあります（表1）。

表1 県域の温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

	2013 (基準年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
							排出量	変化率	
								2013 年度比	前年比
二酸化炭素	25,953	23,650	23,441	23,634	22,993	22,163	22,832	▲ 12.0%	3.0%
メタン	249	237	235	235	241	237	233	▲ 6.7%	▲ 1.7%
一酸化二窒素	564	540	536	578	581	571	569	0.8%	▲ 0.4%
代替フロン等4ガス	515	706	717	692	732	801	793	54.2%	▲ 1.0%
小計	27,282	25,133	24,930	25,139	24,547	23,772	24,427	▲ 10.5%	2.8%
吸収源活動による吸収量	—	▲ 812	▲ 816	▲ 815	▲ 679	▲ 655	▲ 667	—	—
合計(吸収量含む)	27,282	24,321	24,114	24,324	23,868	23,117	23,760	▲ 12.9%	2.8%

#### （2）主な取組状況（令和5年度環境生活部分）

##### ① 「みえデコ活」の推進



国が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（愛称：デコ活）」の県内での展開と定着を図る「みえデコ活」の取組として、省エネ家電の利用を促進する「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」（キャンペーン期間：令和6年3月28日～8月8日）を実施するとともに、キャンペーンのウェブサイトや動画等でみえデコ活を周知したほか、同時期にSNSを活用した「「広げよう！みえデコ活！の輪」キャンペーン」を実施しました。

「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」では、省エネ家電約16,000台が購入されたことにより、約1,900t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガス排出削減効果が見込まれます。

## ② 自家消費型太陽光発電設備の導入促進

## ア 太陽光発電設備等設置費補助

太陽光発電設備と蓄電池を導入するために必要な経費の一部を補助する事業を実施しており、令和5年度は事業者向け8件、個人向けは12市町で49件導入され、約401t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガス排出削減効果が見込まれます。

## イ 太陽光発電設備等共同購入

太陽光発電設備や蓄電池を一括して発注することによるスケールメリットを活かした価格低減を図る共同購入事業を29市町の協力のもと実施しており、令和5年度は127世帯で契約され、約276t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガス排出削減効果が見込まれます。

## ③ 地球温暖化対策計画書制度ヒアリング調査

事業活動に伴う温室効果ガス排出削減の自主的な取組を進めるため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗状況等について個別にヒアリング調査を実施しており、令和5年度は109事業者を訪問しました。

## ④ 電気自動車等購入費補助

電気自動車等の購入費用への補助金事業を実施している6市町（市費又は町費を負担する事業に限る）に対し県が一部補助を行う事業を実施しています。（実施市町：四日市市、尾鷲市、いなべ市、多気町、度会町、紀北町）

## 2 気候変動への適応

三重県気候変動適応センターを気候変動影響および気候変動適応に関する情報収集等の拠点として、同センターと連携し、情報収集、普及啓発等を行っています。

### （1）主な取組状況（令和5年度環境生活部分）

## ① 三重県気候講演会

地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方気象台と連携して三重県気候講演会をオンラインで開催しており、令和5年11月15日から令和6年1月26日の期間に公開し、740名に視聴されました。

## ② 情報誌、リーフレットによる啓発

三重県における気候変動や将来予測、身近にある適応策など、適応に関するさまざまな情報を掲載する「三重県気候変動影響レポート2023」を作成し、啓発を行いました。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、情報誌「しきさい」を年2回発行し、県内の図書館や市町等に配布しました。

## ③ 熱中症対策

気候変動適応法の改正を受けて、令和6年度に庁内における熱中症特別警戒情報発表時の連絡体制を構築するとともに、各部局が関係機関と連携して、それぞれが主体的かつ積極的に熱中症対策を進めるよう、情報の共有等を行いました。また、ホームページ、ラジオ、情報誌、フリーペーパー等、さまざまな機会・媒体で、熱中症に関する注意喚起を行うとともに、市町への説明会を実施するなど、市町と連携して熱中症対策の強化を図っています。

## 3 三重県庁の取組

## (1) 温室効果ガス排出実績

県の事務事業における2023(令和5)年度の温室効果ガス排出量(下水道事業、水道・工業用水道事業を除く)は、45,261t-CO<sub>2</sub>であり、2013年度と比べて23.2%減少、前年度と比べて0.3%増加しています(表2)。

表2 事務事業における温室効果ガス排出実績(単位:t-CO<sub>2</sub>)

	2013年度 排出量 (基準年度)	2022年度 排出量	2023年度 排出量	2030年度	
				目標排出量	基準年度比
電気	38,711	28,627	29,063	/	/
公用車燃料	7,601	6,007	6,020		
庁舎使用燃料等	11,511	9,655	9,632		
その他 (水田の耕作、家畜の飼育等)	1,107	770	546		
合計	58,930	45,059 (基準年度比▲23.5%) (前年度比▲0.5%)	45,261 (基準年度比▲23.2%) (前年度比+0.3%)	28,286	▲52%

	2013年度 排出量 (基準年度)	2022年度 排出量	2023年度 排出量	2030年度	
				目標排出量	基準年度比
流域下水道事業(県土整備部)	26,115	26,602	23,177	16,800	▲36%
水道・工業用水道事業(企業庁)	27,356	24,794	24,591	14,473	▲47%

## (2) 主な取組状況(令和5年度)

各部局等において、LED照明化、公用車の電動化等の温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めています。

## ① LED照明化

令和5年度のLED照明化率は50.7%であり、前年度と比べて9.7%増加しています。令和4年度に警察本部所管113施設の照明をLED照明に取り替え、前年度比約751t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガス排出削減につながりました。

## ② 公用車の電動化

令和5年度の電動化率は17.7%であり、前年度と比べて6.6%増加しています。各児童相談所に計8台の電気自動車を導入したことにより、ガソリン車を導入した場合と比較して約18t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガス排出削減効果が見込まれます。

## ③ その他の削減取組

伊賀庁舎へP P A（電力販売契約）モデルによる太陽光パネル約 173kW や蓄電池 30kWh を導入しました。また、電気自動車3台の導入とソーラーカーポートを整備するゼロカーボンドライブを推進しました。これらの取組により、約 79t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガス排出削減効果が見込まれます。



PPA を活用した自家消費型太陽光発電設備の導入



ゼロカーボンドライブ

## 4 総合計画の推進

三重県における脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、知事を本部長とする「三重県脱炭素社会推進本部」において、令和6年8月に推進会議を開催し、温室効果ガスの削減状況および各部局等における取組状況等の情報を共有し、関係部局等と連携・調整を図っています。

また、総合計画を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を令和6年9月に開催し、温室効果ガスの排出状況や総合計画の進捗状況等について、委員から評価いただくなど、進行管理を行っています。

## 6 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（最終案）

### 1 検討状況

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」の規制のあり方については、令和6年10月の環境生活農林水産常任委員会において中間案をお示ししたところです。この中間案に対してパブリックコメント等で寄せられた意見と、11月に開催された三重県環境審議会土砂条例部会での検討をふまえ、最終案を取りまとめました（別冊3）。

### 2 パブリックコメント等の状況

#### （1）パブリックコメント

- ①意見募集期間 令和6年10月11日から11月9日まで
- ②意見数 17件（6名）
- ③意見および対応状況 別紙1参照

（項目別意見数）

項目	意見数
1 条例の規制のあり方の検討の必要性等	2
2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方	1
3 条例の規制で改定する内容	
（1）土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
（2）土砂基準の確認に関する規定の整理	3
（3）雑則	
（4）罰則等	
全般	11
合計	17

（対応状況）

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの	7
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	9
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	1

#### （2）市町への意見照会

- ①意見照会期間 令和6年10月11日から10月31日まで
- ②意見数 5件（1市）
- ③意見および対応状況 別紙2参照

(項目別意見数)

項目	意見数
1 条例の規制のあり方の検討の必要性等	
2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方	
3 条例の規制で改定する内容	
(1) 土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
(2) 土砂基準の確認に関する規定の整理	3
(3) 雑則	
(4) 罰則等	
全般	2
合計	5

(対応状況)

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	1
② 反映済み 意見や提案内容がすでに反映されているもの	0
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	3
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	1

### 3 中間案からの主な変更

パブリックコメント等で寄せられた意見および部会での議論をふまえた中間案からの主な変更は次のとおりです。

- ・「2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方」では、条例の規制の方向性について「基本的な考え方」として整理しました。
- ・「3 (3) ① 市町との連携」では、届出後に土砂基準の不適合が確認された場合などについて、市町へ情報共有する旨を改定の趣旨に追記しました。
- ・「3 (3) ③ 適用除外」では、現行規定から追加する行為のみの記載としました。

最終案の概要は別紙3のとおりです。

### 4 今後のスケジュール (案)

令和6年12月 三重県環境審議会 (最終案の審議、答申予定)  
令和7年2月 定例会会議 改正条例議案提出

**「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について  
(中間案) に対する意見募集結果**

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	1 条例の規制のあり方の検討の必要性等 (別冊 P1)	<p>条例制定前、紀北町の埋立地の周辺において、有害物質の混入等による生活環境への不安が広がっていた。その後、「紀北町生活環境の保全に関する条例(町条例)」や「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(県条例)」が施行されたが、現在も無秩序な盛土がなされ、住民の不安の声は大きく、三重県には自治会として盛土に関する規制強化等を要望し、紀北町には二度の要望書と住民による署名簿を提出している。</p> <p>条例の網をくぐった行為だけでなく、条例に抵触する行為が行われているにもかかわらず、盛土の行為者への対応が長期にわたり、その間にもさらに別の場所に盛土がされるという異常な状況がある。</p> <p>町条例の改正を求めているところであるが、県条例においても、以上のような状況を踏まえ、より厳しい内容に改正が必要である。</p>	③	<p>盛土規制法で規制対象となる行為は、条例の規制対象となる行為を含む幅広い行為であり、災害を防止するための構造基準が詳細に定められています。</p> <p>そのため、盛土規制法の規制区域内では、条例の構造基準を適用除外としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>盛土規制法の規制区域外においては、これまで通り、対象となる行為を条例で規制していきます。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
2	1 条例の規制のあり方の検討の必要性等 (別冊 P1)	<p>盛土規制法に「環境基準」が定められていないことから、有害物質の混入等による不安は大きくなる。県条例で確認することを明記してほしい。</p>	②	<p>条例では、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を「土砂基準」とし、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止を規定しています。</p> <p>また、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を、立入検査で履行状況を確認しています。</p>
3	2 条例の規制のあり方についての基本的な考え方 (別冊P2)	<p>「条例の規制のあり方見直し後の規制のイメージ」の土砂基準による土砂の安全性の確認を、事業者からの報告だけでなく、県独自による検査・確認が必要である。</p> <p>「条例の主な見直しの内容」の「条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする」は、規制を緩くするという事にならないのか不安である。</p>	③	<p>現行も、土砂基準による土砂の安全性については、事業者からの報告に加え、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>また、土砂の安全性の確認は、現行において、許可後に行っていることから、事前の届出制度としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P8)	<p>【改訂する内容】土砂等の埋立て等区域の面積が3,000 m<sup>2</sup>未満であるもの又はその高さが1 m 以下のものについては、届出を要しないとなっている。しかし、盛土と盛土との間隔をとっているが、ほぼ一帯と考えられる場所に数箇所（合わせて3,000 m<sup>2</sup>未満）、高さ数mの土砂が積まれている状況がある。</p> <p>盛土の容量としてはかなり多くなり、自然環境及び生活環境への影響について不安が大きい。さらに、水源地の近くに盛土が行われている。盛土の面積だけでなく、盛土の容量や場所の規制について県条例の見直しが必要である。</p> <p>(改訂の趣旨)の土砂基準の適合状況の確認については、事業者からの報告だけでなく、県独自の検査・確認が必要である。許可制度を届出制度にすることにより、規制が緩くなってしまうか不安である。</p>	③	<p>条例では、一定規模以上（埋立て等面積3,000m<sup>2</sup>以上かつ、高さ1 mを超えるもの）の土砂等の埋立て等について規制することとしています。</p> <p>現行制度では、複数の区域で土砂等の埋立て等を行う場合は、物理的な一体性を有しているとき等は、個々の区域を一体と捉え、これらの区域面積を合算した面積が3,000m<sup>2</sup>以上であれば、「一団の土地の区域」として規制しています。</p> <p>土砂基準の適合状況については、現行制度において、土砂等の埋立て等の許可後に確認を行っており、事前の届出制度としても規制を緩和するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
5	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P8)	<p>県が事業内容を把握し、適切に指導・監督を行うことが適当であることは当然である。さらに、指示・命令についても期限を区切り、特に条例に抵触する行為については早く対応することが必要である。</p>	③	<p>現行も、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>また、指示・命令を行う際は、期限を明確にし、改善が図られるよう指導を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
6	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P12)	<p>【改定する内容】の2について、定期的な水質調査及び土壌の汚染状況の調査は、届出を行なった者以外に、県独自の検査・確認が必要である。</p> <p>(改定の趣旨)に汚染された土砂等が搬入されてしまった場合に云々と記されているが、搬入する前の「報告書」「証明書」「調査」等による報告内容に虚偽があったと考えられる。土砂が搬入されてからでは遅く、事前に県独自による検査・確認が必要である。</p>	③	<p>現行も、土砂の安全性については、事業者からの報告に加え、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、土砂等の検査・確認を行っています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	全般	<p>盛土規制法が施行されたことによる条例の規制の見直しはもちろん、これまでの県内の盛土の状況を踏まえた条例自体の規制について見直しが必要である。</p> <p>有害物質を含む土砂の盛土に対する住民の不安の声は大きい。特に人家や水源地に近い場所への盛土について、不安の声は顕著であり、厳しい規制をかける必要がある。</p> <p>県外からの土砂の搬入については禁止する。禁止できない場合、土砂基準に適合しない土砂が搬入されていないかの厳しい検査・確認が必要である</p>	③	<p>条例では、「土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等」を定め、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を確認するほか、必要な限度において立入検査で履行状況を確認しています。</p> <p>また、土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度としています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>
8	全般	<p>「土砂基準の適合状況の確認は、土砂等の埋立て等の行為着手後に主眼を置いていることから」という文言から判断して、土砂条例手引き別冊P34の調査機関及び別冊P61試料採取は環境計量証明事業者が実施するという文言を「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関」に変更すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定調査機関は、土壌汚染状況調査を実施することのできる唯一の機関である。</li> <li>土壌の汚染状況に関する調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められている。</li> </ul> <p>土壌分析(公定法)については、計量証明事業者が行うことは理解できます。しかし、試料採取を計量証明事業者に指定する根拠を教えてください。</p>	④	<p>いただいたご意見は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の申請等の手引き」に関する内容であり、今回の規制のあり方の検討には含まれておりません。</p>
9	全般	<p>鉱山保安法(鉱業)を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下、「本条例」)から除外することに関して異論はありません。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	全般	<p>捨石集積場への運搬・集積作業は、鉱山作業の一環である為、本条例の制約により、捨石集積場が使用できない事態が生じると、鉱山操業への影響は大きく、操業が停止するおそれがあります。</p> <p>令和 3 年度には本条例の手続上、約 2 ヶ月にわたり捨石集積場への表土運搬の停止指示を受けました。これにより、鉱山操業が停止寸前となる事態が生じた為、止む無く採掘場内への一時仮置きをせざるを得ない事態が発生しました。</p> <p>鉱山保安法上、鉱山内で発生した土石を速やかに捨石集積場に運搬することにより、鉱山全体の保安確保を図っていますが、この場合、採掘場内一時仮置き場での崩落のリスクが新たに生じ、保安確保に支障を来します。捨石集積場は鉱山設備であるので、鉱山全体の保安確保の為に、本条例が部分的に鉱山保安法に介入すべきではありません。</p> <p>鉱業における埋立て行為は、国の認可を受けて行うものであることから、本条例第 9 条第 9 号に該当し、本条例の適用除外にあたると考えます。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
11	全般	<p>中間案のP2 には「条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする（土砂基準の確認に関する規定は継続）」とあります。一方、別冊P15-16では、鉱山保安法は環境の保全についても担保されているとの記載があります。</p> <p>鉱業で使用される捨石集積場は、鉱山保安法第 13 条等で定められている特定施設に該当し、国の認可を受けています。本条例第9 条第 9 号にも該当することから、鉱山保安法（鉱業）については全てを除外の対象としていただきたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
12	全般	<p>弊社では令和 6 年 12 月に条例の新規許可取得を予定しています。仮に、令和 7 年中に本条例からの適用除外が決定した場合には、条例からの適用除外が決まった時点で早期に完了（終了）としていただきたい。</p> <p>適用除外の決定後は、捨石集積場は鉱業の特定施設であることから、速やかに鉱業法、鉱山保安法に委ねて対応すべきであると考えます。</p>	③	<p>具体的な手続に関するご意見については、条例施行の際の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
13	全般	<p>鉱山保安法（鉱業）を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下、「本条例」）から除外することに関しまして異論はありません。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
14	全般	<p>鉱業における埋立て行為は、国の認可を受けて行うものであるから、本条例第9条第9号に規定されている「前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等」に該当し、並びに、規則第8条第9号に規定されている「法令もしくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の遂行として行う土砂等の埋立て等」に該当します。</p> <p>鉱山事業及び埋立行為に関する施設も含め、国の認可を受けており、本条例第9条第9号に該当することから、本条例に則り早期に鉱業を適用除外として取り扱うようお願いしたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
15	全般	<p>他県における同様の条例においても、鉱業の施業に支障を来さないよう適用除外となっています。早期に鉱業を適用除外として取り扱うようお願いしたい。</p>	②	<p>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事については、「責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるもの」として、許可及び届出を要しない事項に追加しています。</p>
16	全般	<p>1. 県外の改良土・建設残土の運び込みを規制（禁止）する。  2. 改良土・建設残土の盛土・埋立てを規制（禁止）する。  3. 改良土・建設残土の科学的定義を定める。  4. 罰則を産廃不法投棄同等にする。</p> <p>以上4項目を骨子とする条例に改定することを提案いたします。</p>	③	<p>1. 及び2. については、土砂等は、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度を設けることで、生活環境の保全を図ることとしています。</p> <p>3. については、条例で土砂等を土砂及び土砂に流入し、又は付着した物、改良土並びに再生土とし、廃棄物及び汚染土壌は除くものとして定義しています。あわせて、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を「土砂基準」とし、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止を定めているところです。</p> <p>4. については、地方自治法第14条第3項で定める罰則の上限を基準に、違反の程度によりそれぞれの罰則を設定しているところであり、法と同等にすることはできません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
17	全般	<p>6～7年前より、三重県外からの改良土、建設残土が県内、とくに紀北町の河川流域や山林等に置かれ始め現在では、その箇所数が全国一の数になってしまっているという誠に残念な、将来に禍根を残す結果となっている。</p> <p>更に、紀北町上里に於いては、水道水源150m上流にまで、合計6,000㎡、更にその上流の水道水源保護地域に到っては、合計10,000㎡の改良土、残土がおかれ、水道水源及び流域河川が汚染されるのではないかという重大な危機に瀕している。にもかかわらず、町長始め県の担当者等は、法律をよく読んで対処しなければならない町民の代表者であるにもかかわらず、口先ばかりでほとんど動かないという事態に陥っている。何故こんな行政の機能麻痺ともいえる状態に陥っているのかと考えると、やはり三重県の土砂条例、環境条例、紀北町の生活環境条例等に重大な欠陥があるからだということに尽きると思われる。つまり、これらの法律では県内外からの改良土、建設残土の有害物を含む土砂の搬入、盛土、埋め立てを全く防ぐことができない、ザル法そのものであるということ、それらの法律があっても無きに等しいものであるということである。(或いは、水道水源保護条例や生活環境の保全 県土砂条例をよくよめばこの由々しき事態に対応できる法律であるにもかかわらず、行政等が知ってか知らずかそれを見落としている可能性も大いにある。)</p> <p>風光明媚な神聖な山々、川々が金に眼のくらんだ銭ゲバ人物等の欲により、有害物質を含む土砂によって汚されてゆく。永らくそこに住み続けて来た者にとって、その行為は耐え難いものであり、断じて肯定できるものではない。行政等も今の小学生、中学生、高校生等若者が将来、なんで我等が町は改良土、建設残土が到る所におかれ汚染された町になってしまったのかと究明する時が来るだろう。その時、槍玉に挙げられるのは、ザル法を作り、それで良しとしている現在の行政の責任者ということになる。</p> <p>だから、将来に禍根を残さない為、美しい大自然を末代迄残すためにも、今県外からの改良土、建設残土等有害物質を含むものに関しては、全て禁止し、また、既に持ち込まれた、改良土、建設残土等有害物質を含むものに関しては、現在置かれている場所、体積、面積、高さ等を帳簿に残し、移動の禁止と違反の場合の罰則を定めるべきである。トレサビリティの強化、また、それらの周辺の土壌、地下水等を専門家を招へいし、調査、検査し、これ以上の汚染と荒廃を止めるべく、抜本的な汚染対策も講じなければならない。</p>	③	<p>土砂等については、有効な資源として活用されている側面もあることから、一律に禁止するのではなく、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止する制度を設けることで、生活環境の保全を図るため条例第8条に「土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等」を定めています。</p> <p>また、搬入される土砂等については、「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等で土砂基準の適合状況を、立入検査で履行状況を確認しています。</p> <p>いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
		<p>扱々、三重県庁環境管理課の室長自ら「改良土は産業廃棄物ではありません」という驚くべき認識ですから、これらのザル法と相俟っていくらでも東京方面から尾鷲港に持ち込まれ、周辺の日々、河川流域に捨てられ、埋めつくされ、綺麗な神聖な環境はアツという間に見る影も無くなってしまふ。</p> <p>県の担当者等自ら、改良土、残土に対する認識を改めてもらわなければならない。折しも、厚生省に於いては、福島放射能汚染土壌の全国への分散搬出のため、有識者会議を招集し、放射能汚染土壌の取り扱い基準を策定し、それが認定され、来年1月1日より施行されるという由々しき事態になった。その放射能汚染土壌は、まず、公共建設物から始まり道路工事用の材料としても使われるといわれる。即ち、産廃処分場があるところに持ち込まれる恐れが多分にあり、水道水源が汚染され、使えなくなれば水道水源保護条例もなくなり、処分場に持ち込まれるということになる。そうなれば紀北町上里区の風事情を考えれば、大台山系からの強い吹き下ろし風により、撒き散らされ、放射能汚染濃度8,000ベクレルの粉塵を吸い込み、癌多発、小児等の遺伝子にも損傷を来し、これを以って、日本人は遺伝子的に問題ある国民というレッテルを貼られ、大変なことになる。そうならないためにも県外からの改良土、残土の持ち込み禁止は、早急に条例を改正し履行してもらわなければならない。</p>		

【対応区分】

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④反映又は参考にすることが難しいもの

**「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について  
(中間案) に対する意見照会結果 (市町)**

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P8)	<p>三重県土砂条例では、災害発生や有機物混入等による周辺環境の悪化が懸念される一定規模以上（区域面積3,000m<sup>2</sup>以上かつ高さ1mを超える場合）の土砂等の埋立て等を行う場合は、人の生命、身体、財産、生活環境への影響の観点から、三重県の許可が必要となっている。</p> <p>しかし、区域面積が3,000m<sup>2</sup>未満のもの又はその高さが1m以下のものについては規制対象外となっている。</p> <p>災害発生や有害物質混入等による周辺の悪化は一定規模以上だけで災害が発生しているわけではない。</p> <p>事務処理上、区域面積を引き下げることが難しいかもしれないが、許可制とは別の形で規制し、埋立地等の把握をする必要があるものとする。</p> <p>また、一定規模未満であっても、土砂等の埋立等により災害の危険性の高い地域があることから、例えば「区域面積1,000m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満」等についても届出制などの規定を設け、埋立地等の把握する必要があるものとする。</p>	③	<p>条例制定時、県内で顕在化していた課題は、港湾を経由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であったことから、埋立て等区域（一団の土地の区域を含む）で一定規模以上（埋立て等面積3,000m<sup>2</sup>以上かつ、高さ1mを超えるもの）の埋立て等の行為について規制することとし、小規模な埋立て等については、条例による許可の対象としていません。</p> <p>現状において、規模の見直しが必要な状況でなく、届出制度として、同様の規模要件で規制を行うことが適当と考えています。</p>
2	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P10)	<p>土砂等の埋立て等の事業を行う事業者は、届出に先立ち、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し説明会を行い周知することが義務付けられている。</p> <p>周辺住民への説明会の周知範囲は、災害の危険性の度合により左右され、有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が適当であるとしているが、想定される範囲の根拠となる判断基準について、三重県としての考え方を明示していただきたい。</p>	③	<p>周知範囲については、地域事情もあることから、範囲の根拠となる判断基準を一律でお示しすることは難しいと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	3(2) 土砂基準の 確認に関する 規定の整理 (別冊 P12)	<p>土砂等の埋立て等が完了するまでの管理について、事業者は管理台帳を作成し、土砂等の埋立て等を施工している間、埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、三重県に報告する必要がある。</p> <p>その際、排水の水質基準又は土壌の汚染状況が土砂基準に適合しない場合、事業者が生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講ずることはもちろんであるが、関係市町に対する対応や現場への立入検査等について、関係市町への関わりについて明示していただきたい。</p>	①	<p>ご意見を受け、「3(3)①市町との連携」の改定の趣旨に、「また、届出後に土砂基準の不適合が確認された場合などについても、市町へ情報共有することが適切と考えます。」と記載を加えます。</p>
4	全般	<p>三重県土砂条例と盛土規制法では、土砂等の埋立て等の行為により、災害の未然防止や生活環境の保全等、生命・身体を守る観点で規制がされていることから、条例と法律で規制が重なっている部分がある。</p> <p>今回の見直しでは、法律と重なっている部分は法律を遵守させ、条例では規制しないことが多々見受けられる。</p> <p>法律による規制が条例より厳しい規制を課している場合は問題ないが、条例で規制しているが法律で規制していない場合もある。</p> <p>その際、条例と法律の規制のあり方を考慮し、法律で規制されていない事項であっても、引き続き条例にて規制を行い、土砂等の埋立て等による災害の未然防止が出来る三重県条例の見直しとしていただきたい。</p>	③	<p>盛土規制法で規制していない窪地の埋立てについては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないことから、条例の構造基準を適用しないこととしています。</p> <p>また、盛土規制法の規制区域外については、条例で規制を行うこととしています。</p>
5	全般	<p>現在、県は盛土規制法に関して市町へのヒアリング等を行っており、三重県土砂条例についても規制のあり方についての市町の意見を求めています。</p> <p>盛土規制法に関して市町への権限移譲の話も出ていますが、三重県土砂条例も含めて鈴鹿市では専門職もおらず事務を遂行する体制をとることができないことから、権限移譲を受けることは難しいことを申し添えます。</p>	④	<p>中間案において、市町への権限移譲は検討していません。</p>

【対応区分】

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④反映又は参考にすることが難しいもの

## 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（最終案）の概要

課題	<p>○「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、全国一律の基準が定められたため、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）」と規制の重なりが生じている。</p> <p>○法では、土砂基準※1による規制が行われなため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているか確認する必要がある。</p> <p>○法で災害の発生のおそれがないと認められた工事等について、条例における規制の考え方を整理する必要がある。</p>
土砂災害の未然防止に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>形状及び構造上の基準の適用範囲</b>        次の行為については条例の構造基準※2を適用しないこととする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法の規制区域内における盛土及び堆積</li> <li>2 法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為（砂利採取法に係る工事等）</li> <li>3 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（法の規制対象外）</li> </ol> </li> <li>・ <b>土砂等搬入禁止区域の指定</b>        「土砂等搬入禁止区域の指定」に係る規定については、法の規制区域内においては、適用しないこととする。</li> </ul>
土砂基準の確認に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>埋立地等の把握</b>        法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等の埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届け出なければならないこととする。</li> <li>・ <b>住民への周知</b>        届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならないこととする。</li> <li>・ <b>土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制</b>        届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならないこととする。</li> </ul>
改定する内容  雑則、罰則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市町との連携</b>        届出があった場合には関係市町長に通知し情報共有を行うこととする。</li> <li>・ <b>欠格要件</b>        不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として、法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者を加えることとする。</li> <li>・ <b>適用除外</b>        許可及び届出を要しない事項に、「<u>鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事</u>」を追加する。</li> <li>・ <b>経過措置</b>        法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、条例の許可を受けているものについては、法の規制区域の指定日以降も、条例の許可期間内は条例の構造基準を適用する。</li> <li>・ <b>命令、罰則</b>        届出を行わずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、生活環境の保全上の支障を除去するために命令ができることとする。        条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科すことができる制度とする。</li> </ul>

※1 土砂基準…埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準

※2 構造基準…埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に係る形状及び構造上の基準

## 7 各種審議会等の審議状況について

(令和6年9月17日～令和6年11月20日)

## 1 三重県環境審議会 土砂条例部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 土砂条例部会
2 開催年月日	令和6年11月13日
3 委員	部会長 岡島 賢治 部会長代理 宮岡 邦任 委員 石川 友裕、黒坂 則子
4 諮問事項	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について
5 調査審議結果	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について、パブリックコメントで寄せられた意見等をふまえ、審議が行われ、最終案がとりまとめられた。
6 備考	今後の予定：三重県環境審議会において、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について、最終案の審議が行われる予定。

## 2 三重県総合文化センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合文化センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年10月4日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 錦 かよ子 委員 伊藤 正朗 他4名
4 諮問事項	三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館の指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	申請者からの事業計画の概要等についての説明を受け、質疑および最終審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

## 3 三重県総合博物館等指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館等指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和6年10月4日
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 錦 かよ子 委員 伊藤 正朗 他4名
4 諮問事項	三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館および三重県立美術館の指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	申請者からの事業計画の概要等についての説明を受け、質疑および最終審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

## 4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和6年10月24日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和6年度の取組および次期図書館運営計画の策定について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年12月頃（予定）

## 5 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和6年10月28日 (第1部会) (2) 令和6年10月29日 (第2部会) (3) 令和6年11月18日 (第3部会) (4) 令和6年11月19日 (第1部会)
3 委員	第1部会 部会長 山下 純生 副部会長 菅生 としこ 委員 小林 陽子 他3名 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委員 赤坂 知之 他4名 第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 山口 颯一 委員 大西 晶 他2名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況への評価および知事への提言案について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年11月26日 (第2部会) 令和6年12月11日 (第3部会)

## 6 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和6年11月15日
3 委員	会長 東 珠実 副会長 鈴木 克彦 委員 市森 幸子 他12名
4 諮問事項	三重県消費者施策基本指針の改定について
5 調査審議結果	「三重県消費者施策基本計画(仮称)」の中間案について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年2月頃

## 7 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和6年11月6日
3 委員	委員長 下井 良基 他2名
4 諮問事項	令和6年（調）第2号事件
5 調査審議結果	申請人および被申請人から意見を聴取したところ、双方の意見に対し一定の譲歩があり、合意に向けて検討する意向を確認できた。
6 備考	今後の予定：双方に調停案を提示し、合意に向け調整する。